

一般社団法人 日本時計学会 会計基準変更に関する注記

1. 会計基準の変更について

一般社団法人 日本時計学会の会計基準を、会計管理の簡便化を目的に、2022年度（2022年1月1日～2022年12月31日）から、「公益法人会計」を「企業会計」へ変更する。

2. 会計基準変更に伴う各種変更

(1) 事業区分の新規設定

会計基準の変更に伴い、学会誌関連(書店への学会誌販売、会員への学会誌発行、学会誌への広告掲載料収入、著作権使用料収入など)を収益事業、上記以外の学術講演会関連、研究会関連、見学会関連などを公益目的の非収益事業と定める。

(2) 収益事業と非収益事業の売上・収入に関する区分け

売上・収入の事業区分については、下記の一覧表に準じるものとする。なお、会費収入については、収益事業としての学会誌発行だけでなく、非収益事業として各種活動を支える原資となっていることから、下記に定める方法で按分するものとする。

区分	収益事業	非収益事業
概要	学会誌に関連する内容	学会誌以外の内容
項目	会費収入の一部を学会誌販売(会員向け)として充当する(計算方法は下記)	会費収入のうち、収益事業分を除く残り
	学会誌販売(外部向け)	学術講演会参加費
	著作権使用料	学術講演会協賛金
	著者抄録使用料	研究会参加費
	複写使用料	見学会参加費
	(学会誌への) 広告掲載料	その他学会誌関連以外
	その他学会誌関連	—

会員向け学会誌販売総額 = 1冊あたりの単価 × 会員への発送部数

1冊あたりの単価 = (印刷費 + 振込手数料 + 送料) ÷ 印刷部数

(3) 収益事業と非収益事業の費用・支出に関する区分け

費用・支出については、前項(2)で定めた収益事業と非収益事業のそれぞれの売上・収入割合を按分率として採用し、それぞれの事業が按分率に応じた負担するもの。なお、下記一覧記載の項目については、用途が特定の事業に限定されるため、一覧表通りの事業負担とし、按分率は摘要されないものとする。

区分	収益事業	非収益事業
概要	学会誌に関連する内容	学会誌以外の内容
項目	印刷製本費	謝礼金
	通信費のうち、学会誌発送費用	雑給
	外注費のうち、データ変換費用	雑費
	租税公課のうち、都税均等割	—

(4) 事業区分に関するその他取り決め

前記(2)、(3)に定めた事業区分に該当しない項目は、理事会で協議の上、決定する。

3. 財務状況報告用決算資料について

会計基準の変更に財務状況報告用の決算資料を下記のように変更する。

従来	今後
～2021年度	2022年度～
収支予算書	収支予算書
貸借対照表	貸借対照表
収支計算書	収支計算書
正味財産増減計算書	損益計算書（全体版） 損益計算書（事業按分版）
財産目録	財産目録は作成しない

以上